

デイサービスセンターごごしま 通所介護・介護予防型通所介護サービス 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人^{思賜財団}済生会支部愛媛県済生会（以下「事業者」という。）が開設するデイサービスセンターごごしま（以下「事業所」という。）が行う通所介護事業、介護予防型通所サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、事業所の生活相談員、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）、介護職員及び機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が事業所において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話又は支援及び機能訓練の適切な通所介護、介護予防型通所サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターごごしま
- (2) 所在地 愛媛県松山市泊町618-4

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 : 1名 (介護職員兼務)

管理者は事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、事業所の従業者に法令及びこの規定を遵守させるために指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 : 2名以上 (介護職員兼務2名)

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、サービスの業務に従事するとともに、サービス利用の申し込みに係る調整の補助を行う。

- (3) 看護職員 : 3名以上 (機能訓練指導員兼務1名)

看護職員は、利用者の身体的状況等を把握し、健康状態に配慮した業務に当たる。

- (4) 介護職員 : 8名以上 (管理者兼務1名、生活相談員兼務2名)

介護職員は、利用者の日常生活上の世話又は支援等に当たる。

(5) 機能訓練指導員：1名以上（看護職員兼務）

機能訓練指導員は、機能訓練の実施に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月・火・木・金・土とする。
 - (2) 休業日 水・日・年始(1月1日～1月3日)
 - (3) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
 - (4) サービス提供時間 午前9時30分から午後15時30分までとする。
- (サービスの利用定員)

第6条 サービスの利用定員は、30名とする。

(サービスの内容及び利用料等)

第7条 サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 生活指導（相談援助等）
- (4) 機能訓練（日常動作訓練）
- (5) 介護サービス
- (6) 給食サービス
- (7) 入浴サービス
- (8) その他、サービスの提供に必要と認められる援助

2 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用者の負担割合に応じた額を利用者が負担するものとする。

3 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。

- (1) 食事等の提供に要する費用
- (2) 通常の事業の実施地域外に居住する利用者に対して行うフェリーでの送迎に要する費用の実費
- (3) その他サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、松山市の興居島地区とする。

(サービスにあたっての留意事項)

第9条 利用者は、サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。

- (4) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- (6) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- (8) 第11条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時の対応方法)

第10条 従業者は、サービスを実施中に、利用者の身体に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者及び相談員に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに当該計画に基づく次の事項を実施する。

- 1 消火、通報及び避難の訓練、年2回以上実施
- 2 消防用設備、施設等の点検及び整備
- 3 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 4 その他防火管理上必要な業務

(虐待の防止)

第12条 事業所は、虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 2 事業所は、虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所は、従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
- 4 事業所は、前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(衛生管理及び従業者の健康管理等)

第13条 事業所は、サービスに使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第14条 事業所は、利用者及び家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得る。

(苦情処理)

第 15 条 管理者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情窓口を設置し、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 16 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者、予防介護支援事業者、関係事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

① 採用時研修

② 継続研修：介護技術等の向上を目的に年 2 回以上実施する。

- 2 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 事業所は、サービスの提供に関する諸記録を記録整備するものとする。
また、サービスに関わる従業者は、設備、備品及び会計に関する諸記録、その他必要な帳簿を整備しその完結の日から 5 年間は保存するものとする。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

↓

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日 改正する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日 改正する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日 改正する。

この規定は、平成 30 年 8 月 17 日 改正する。

この規定は、平成 31 年 2 月 1 日 改正する。

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日 改正する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日 改正する。

この規定は、令和3年7月1日 改正する。

この規定は、令和5年10月1日 改正する。

この規定は、令和6年3月15日 改正する。

この規定は、令和7年1月1日 改正する。